

令和元年 10 月
(変更：令和元年 11 月 5 日)

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部

労働安全衛生規則の改正に伴う伐木等の業務に関する
特別教育（補講、最終）のお知らせ

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 32 号）が、平成 31 年 2 月 12 日にそれぞれ公布又は告示され、特別教育に係る規定については、令和 2 年 8 月 1 日適用されます。

このことに伴い、これまで当該特別教育を受けた労働者が令和 2 年 8 月 1 日以後にチェーンソーによる伐木等の業務を行う場合は、業務を行う前までに、事業者は、追加された教育内容についてこれまで労働者が受講した内容別に補講を行う必要があります。

京都府支部では、下記により補講を実施しますので必要な方はこの機会に受講されますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日程、会場 令和 2 年 1 月 24 日（金） ①9 時～12 時 ②13 時～16 時
京都府立口丹波勤労者福祉会館
 - 2 受講料
会 員：5,500 円（受講手数料 4,400 円、テキスト代 1,100 円。税込）
非会員：6,600 円（受講手数料 5,500 円、テキスト代 1,100 円。税込）
 - 3 受講資格
労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の特別教育修了者（※）
※京都府支部では同条第 8 号の 2 の特別教育修了者への補講計画はありません。
 - 4 申込先
〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41-3
林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部
電話：075-802-2991
 - 5 申込方法
 - ① 事前に電話で仮申し込みをし、受講が可能か確認してください。その後、受講料を添えて別添申込書を提出（持参又は郵送）してください。
 - ② 申込書には次のものを添えてください。
 - ・「伐木等業務従事者特別教育修了証」の写し
※表裏をコピーしてください。
※令和 2 年 1 月 22 日及び 23 日に行う特別教育受講者は不要です。
 - ・写真 1 枚（縦 3.6 cm、横 2.5 cm。ポラロイド、コピー不可。裏面に氏名を記入。）
※この写真で修了証を作成します。
※令和 2 年 1 月 22 日及び 23 日に行う特別教育受講者は不要です。
- (注)・修了証に記載の氏名・住所に変更がある場合は「修了証記載事項変更届」を併せて

提出してください。(京都府支部発行のもののみ。)

- ・京都府支部発行の修了証を紛失した場合は「紛失届」を提出してください。
なお、紛失した修了証の記載事項(氏名・住所)に変更がある場合は「紛失届」の下欄に変更後の内容を記載してください。但し、他府県支部発行の修了証を紛失した方は該当の支部で再交付を受けた上で申し込んでください。

③ 申込書を郵送する場合は受講料を下記あてに振り込んでください。(振込手数料は御負担願います。)

・京都中央信用金庫 三条支店 普通預金 515060
林材業労災防止協会

(リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ)

・京都銀行 二条駅前支店 普通預金 1055624
林業・木材製造業労働災害防止協会

(リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ)

6 受付終了日、定員

受付終了日：令和元年 12 月 27 日

定員：各 70 人

(注) ①受付終了日前でも定員になり次第、受付を終了します。

②この補講は、令和 2 年 1 月 22 日及び 23 日に行う特別教育受講者の希望を優先しますのでご了承ください。

7 その他

- ① 防護ズボン又はチャップスを持参してください。
- ② 受講申し込み後の受講料の返却は致しかねますので御了承ください。
- ③ 申込者には、後日受講票(はがき)を送付します。
- ④ 当日、受付時に本人確認をしますので、受講票及び本人確認ができるもの(運転免許証等)を持参してください。
- ⑤ 駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関の御利用や乗り合わせなど御協力をお願いします。また、満車の場合は自己責任で確保してください。(京都府立大学構内に駐車はできません。)
- ⑥ テキストは講習会場でお渡しします。
- ⑦ 修了証は当日お渡ししますので印鑑を持参してください。ただし、民間の教習機関で元の修了証が交付されている場合は事業主様への通知になりますので印鑑を持参する必要はありません。
- ⑧ 京都府支部発行の伐木等業務従事者特別教育修了証を紛失されている方は確認手数料が必要になります。

確認手数料：1,100 円(税込)